

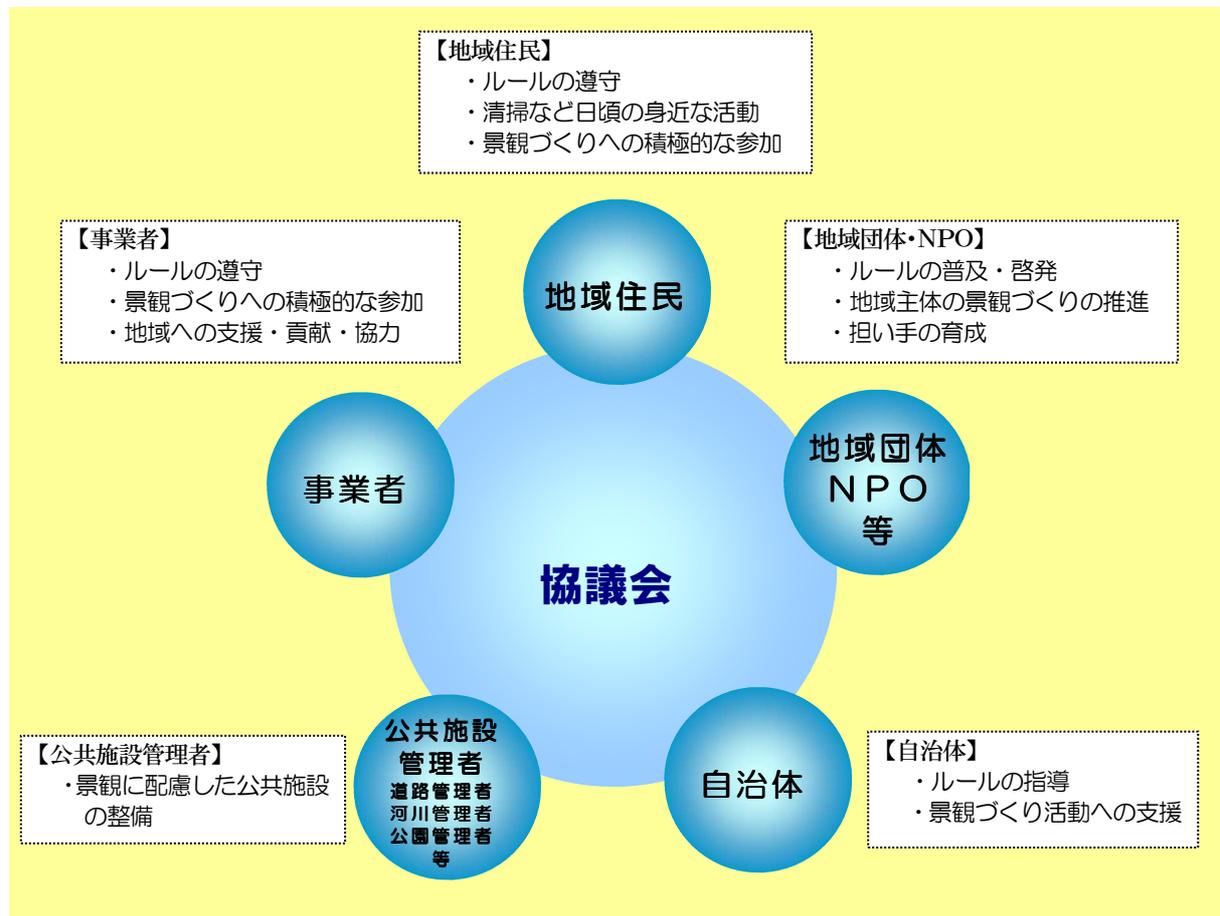
第7章 実現に向けたパートナーシップの推進

第7章 実現に向けたパートナーシップの推進

1. それぞれの主体の役割と連携

(1) それぞれの主体の役割

パートナーシップによる景観まちづくりを推進するため、地域住民、地域団体・NPO等、事業者、行政が、それぞれ以下の役割を担うものとします。



(2) それぞれの主体の連携

パートナーシップによる景観まちづくりを推進するため、地域住民、地域団体・NPO等、事業者、行政が、それぞれ以下のように連携を図るものとします。

- ①景観上、影響の大きい物件について、地域住民、地域団体・NPO等が協議に参加する仕組みをつくる。
- ②今後、景観形成基準の見直しや特定基準を追加する場合には、地域の意見を反映していく。
- ③建築行為や開発行為等の中で、特に景観上影響の大きい、あるいは地域のシンボル、ランドマークとなる施設整備にあたっては、住民参加のきっかけを提供し、住民の意見を反映していく。
- ④京築広域景観計画のより一層の実現化に取り組み、関連する多くの制度を活用しながら、市町の地区レベルの景観形成と連携していく。

2. 景観形成を推進する体制と仕組み

良好な景観形成を持続的に推進していくためには、地域において景観形成にかかわりをもつ様々な立場の関係者が、協議・調整を図りながら、課題解決を図っていくことが重要です。

そのため、次頁の図に示す、京築広域景観協議会を中心にした、地域住民・地域団体・NPO等・自治会、国・県・市町の行政機関、学識経験者・有識者等外部知識人、景観や環境に関心の高い民間企業、学校・PTA・子ども会および教育委員会など、多様な主体が参加する体制を構築し、景観形成を推進していきます。

①協議・調整組織

<京築広域景観協議会>

京築地域の良好な景観形成のために一体的かつ継続的な協議・調整を行い、協議が整った事項については、その協議の結果に基づき、実施する仕組みを整えていきます。

【目的】

- ・景観行政団体および関係市町間において、広域的な景観形成を推進するために必要な協議・調整及び情報交換、人的交流を行い、地域全体で一体的な景観形成を推進する。

【設置者】

- ・景観行政団体である福岡県

【構成員】

- ・地域住民、地域団体・NPO等、事業者、市町・福岡県、公共施設管理者、景観整備機構等

【役割】

①地域全体における協議・調整

- ・地域内における広域景観に影響を及ぼすような大規模プロジェクトに対する景観協議
- ・景観重要公共施設（道路、河川）の整備において広域調整が必要な協議・調整
- ・広域調整が必要な景観重要建造物・樹木の指定にかかる協議・調整

②情報交換・人的交流

- ・第5章「協働して守り育てる景観の保全・整備」に関する事項
- ・各市町における個性ある景観まちづくりの取り組み（経過報告、情報交換等）
- ・先行的な景観形成事例の情報交換と人材育成（景観研修、視察等）

③その他

- ・広域的な景観形成を推進するために必要な事項

こうした事項については、必要に応じて協議会で協議を行うこととします。

②活動支援・推進組織

<景観整備機構>

景観形成に関する具体的な事業を実践するために、それらを担う主体として、NPO法人や建築士会をはじめとした公益法人を指定します。

【事業概要】

- ・景観重要建造物・樹木の管理、空き家の活用や維持管理に関する援助
- ・伝統的な建築様式の普及、地場産材の活用
- ・景観に関する調査・研究、情報提供、相談対応、専門家の派遣
- ・棚田、耕作放棄地、荒廃森林、管理されていない果樹園・竹林等の活用（権利取得）、再生、維持管理に関する支援
- ・地域資源の発掘・発見、情報の収集・発信や、イベントの開催等の交流事業
- ・その他、良好な景観の形成を推進するために必要な業務

<京築広域景観アドバイザー>

景観に関する専門分野の学識経験者や地元有識者からなる「京築広域景観アドバイザー」をおき、良好な景観形成のための助言を行います。

<京築広域景観パートナー>

京築地域の景観形成に賛同・理解する企業・団体とパートナーシップを結び、支援・協力を得ます。また、CSR活動（企業の社会的責任CSR：Corporate Social Responsibility）を通じて、企業・団体の構成員が清掃活動や植林活動などの景観形成に参画する機会をつくります。

■推進体制（案）

